

災害対策・支援ガイドライン

本ガイドラインは、今後起こりうる災害に備え作成した。
当協会会員が一丸となって災害対策・支援を実施するためのもの
であり、基本的な活動に関する事項を記載したものである。

マニュアル、手引きの基となるものであるため、必ずご確認
ください。

茨城県ソーシャルワーカー協会災害対策・支援ガイドライン

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲に甚大な被害をもたらし、我が県でも大きな爪痕を残した。

この震災をきっかけに、専門職である我々もソーシャルワーカーとしてなにができるか、何をすべきかを考え活動を行った。しかし、具体的な指標が無い状況であったため、当初から模索しながらの活動となり、その都度委員会で内容を協議し、理事会で決定し実践するという形となった。

また、我々ソーシャルワーカーは各機関においてチームの一員として業務を行っている。しかし、この災害に至っては当協会単独での活動となっており、つくば市で発生した竜巻被害では、他職種が現地での災害支援活動を実施したが、我々は状況の確認とニーズの把握のみで終了した。

そこで、当協会ではこれまでの活動をまとめ、その経験を踏まえ災害対策マニュアルを整備することとした。

目的：本ガイドラインは、災害対策委員会規定に基づき災害発生時に県内外の関係機関と連携、協働し災害対策活動を実践する。これが沈静化しフェーズ^{*1}が変化することへの的確に対応し、災害支援活動及び、災害ソーシャルワークを確立することを目的とし作成している。こうすることで、アドレナリン的なその場しのぎの関わりではなく、長期的且つ計画的な活動を実施し、災害発生時から復興とそれに向かう市民の生活支援を行い、災害を包括的に捉えるものとする。

定義：災害関連法に基づく災害及び自然現象による災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づく災害を基本とするものである。

基本方針：

1. 災害発生時の迅速な活動の実施
2. フェーズに応じた支援の実施
3. 次の災害を予測した平常時からの備え
4. 協会全体での取り組みを行うための体制作り

活動

1. 平常時の備え

災害は時を選ばず発生する。次に起こりうる災害を想定し、協会は平常時からそれに対応できる備えを行う。

2. 災害対策活動

災害が発生した場合に関係機関と連携、協働し行う活動である。

これには、社会福祉援助活動以外に人命の救助、災害復興、福祉避難所における

対応など様々なものがある。有事であるためソーシャルワーカーは専門職としての視点を持ちながらも、これに固執せず活動を行うことが望ましい。

3. 災害支援活動

災害支援活動は、災害発生後、対策活動からのフェーズの変化により実施する活動である。具体的には復興に伴う被災者の支援、被災による地域社会の崩壊に伴う地域支援・コミュニティーの再建に関する支援等様々である。

我々ソーシャルワーカーは、このフェーズをより早く、明確に把握し専門職として活動を行う必要がある。ここでは、ソーシャルワーカーとしての価値、視点が発揮されることが望まれる。

当協会の体制

1. 災害対策委員会の設置と役割

理事会内で災害対策委員会を別部門として設け、事業として活動する。これは、災害対策について協会として包括的に検討し、災害に対する協会内部の組織を充実させることを目的とする。こうすることで、有事の際、必要に応じた的確な判断と活動を行う事が出来る。また、災害について、災害ソーシャルワークがその場限りで風化しないよう会員への教育計画等の実施も行う。

下記では、災害発生時の一時的支援、フェーズの変化に伴う災害ソーシャルワークの実施を核とする各事業の展開、組織について明記する。

(1) 災害対策委員会

災害対策関連の定期的な事業の実施機関。事業計画、マニュアルの管理、募金、ボランティアの登録管理等を行う。また、災害発生時災害対策本部を設置し、災害ソーシャルワーク移行期には現地対策チームと協働しながら災害ソーシャルワークの統括を行い、県内外の関係機関と

の連携を図る。

① 配置

会長直属の部署とする。

② 組織

災害対策委員長（会長以外の常任理事）1名、副委員長1名、会計1名、会長、副会長2名とし、構成員は、三役、担当常任理事、協力会員数名でとする。

③ 内容

1) 災害支援に関する当協会内での統括機関。

各年度の事業計画の策定、マニュアルの管理、ボランティア、協力会員の募集及び登録・管理、募金・義援金の募集、啓発活動、講演会等の実施。

また、有事の際の機動力を確保するための活動を行う。

- ・ 協力会員、ボランティア登録書式の整備（申し込み用紙、管理名簿、災害派遣依頼、派遣依頼公文書の作成）

- ・ 災害派遣報告書の整備
- ・ 各関係機関との連携基盤の整備
連携機関※保健医療福祉分野の各団体
(茨城県・市町村・社会福祉士会・精神保健福祉士協会・茨城県医師会・看護協会・理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会・社会福祉協議会等)
- ・ 理事会緊急連絡網の整備
理事会名簿の活用
- ・ 会員の安否確認方法の確立
各対策委員、理事を拠点とする連絡網の作成と、各地域の勉強会代表者との連携強化
- ・ 現地の被災状況の確認方法の整備
被災地域の情報収集方法の確立。
被災地域、市町村災害対策本部の連絡先の把握（別表の作成）
茨城県警察本部、各地域警察署の把握（別表の作成）
市町村社会福祉協議会との連携
- ・ 他都道府県で発生する災害についての情報収集方法の整備
都道府県協会会長会との連携と会長会参加者名簿の活用。
(公社)日本医療社会福祉協会との連携。
関東圏協会災害シンポジウム参加団体との連携等必要に応じ準備する。

2) 県内における災害発生時の情報収集

災害発生時の情報収集は会員が行い、これを理事に報告する。また、この情報を災害対策委員会で集約し、委員長が会長、副委員長に報告する。

なお、委員長が不在の場合は、副委員長が行うものとし、副委員長も不在の場合は副会長1名が集約する。

そして、この内容を会長、委員長、副委員長の2者以上の合意により対策本部を設置。2者と連絡が取れない場合は副会長1名に連絡し、設置の可否を決める。

設置は災害対策基本法を元に検討し、県、市町村、他団体の動向も考慮し行う。

3) 県外における災害発生時の情報収集と支援活動

- ・ 災害発生の報告を受けた場合、都道府県協会会長会については会長に依頼する。また、(公社)日本医療社会福祉協会との連携、関東圏協会災害シンポジウム参加団体については災害対策委員長が情報収集を行う。

- ・ 情報収集後は災害対策委員の連絡網、ペンギンソフトを用い情報の共有をはかる。
- ・ 情報に基づき必要に応じて災害派遣を実施するため、協力会員や会員ボランティアを募集する。

4) フェーズの変化に伴う災害ソーシャルワークの実施

災害支援から災害ソーシャルワークにフェーズが変化した際のソーシャルワークを中心とした、当協会会員、一般市民に対する災害ソーシャルワークを実施する。

(2) 災害対策本部の設置

茨城県内において、災害救助法適応災害が発生し、または発生する恐れのある場合。

行政等関係機関により、災害支援活動の要請があった場合。

会員からの災害派遣要請があった場合。

会長及び災害対策委員長が設置を認めた場合。

① 設置の判断

協会の情報収集により、会長、災害対策委員長、災害対策副委員長等 2 人以上が協議により決定する。

尚、上記 3 名のうち 2 名以上の安否が 2 日以上不明な場合は協会副会長との協議により決定する。

また、災害対策本部長（会長）は対策本部を統括し、災害対策の実施については副本部長（委員長）が対策本部長、対策副本部長と連携、報告を実施しながら采配を行う。尚、災害対策本部役員に対してはペンギンソフト及び電話、メール等で情報の共有を行う。

災害対策本部は設置が終了するまでの間は 10 日に 1 度の割合で対策本部会議を実施する。

② 配置

災害対策本部長 1 名（協会会長）、副本部長 1 名（災害対策委員長）、災害対策委員等

③ 内容

- ・ 災害対策、派遣の実施。災害対策本部役員及び協力会員、ボランティアの派遣日程の調整を行い、派遣する。
- ・ 設置期間は災害支援に移行するまでとする。

(3) 現地対策チームの設置

被災地において現地の活動拠点となる現地対策チームを組織し、地域に密着した支援活動を実施する。

① 配置

現地対策チームリーダー1名、副リーダー1名、現地メンバー複数名（理事、協力会員、ボランティア）

各地域の災害対策委員若しくは理事が現地対策チームリーダー1名の責務を担う。地域で2名以上災害対策委員がいる場合、常任理事1名がその責務を担う。

② 内容

- ・現地対策チームリーダーは災害対策副本部長と連携し、活動、報告を行う。

- ・現地の活動については災害対策本部と、現地本部の間で協働して行い、対策本部全員が状況を理解出来るように務める。

- ・災害支援実施中は最低4週間に1度の対策本部、現地対策チームでミーティングを実施し情報共有を行う。

フェーズの変化による災害ソーシャルワークへの移行期には現地対策チームが災害ソーシャルワークの拠点となる。

活動内容については現地スタッフと情報交換を行い対策委員会全体で検討する。

情報共有のため、4週に1度に会議を開催し共通理解を図る。

尚、現地対策チームの設置継続は毎年度検討し、最長3年を一区切りとして評価を行う。

茨城県ソーシャルワーカー協会

災害対策委員会

- ・ 平常時活動
- ・ 災害発生時の県内における情報収集
ー災害対策本部の立ち上げー
- ・ 災害発生時の県外における情報収集と報告
- ・ 災害ソーシャルワークにおける現地対策チームの統括

災害対策本部

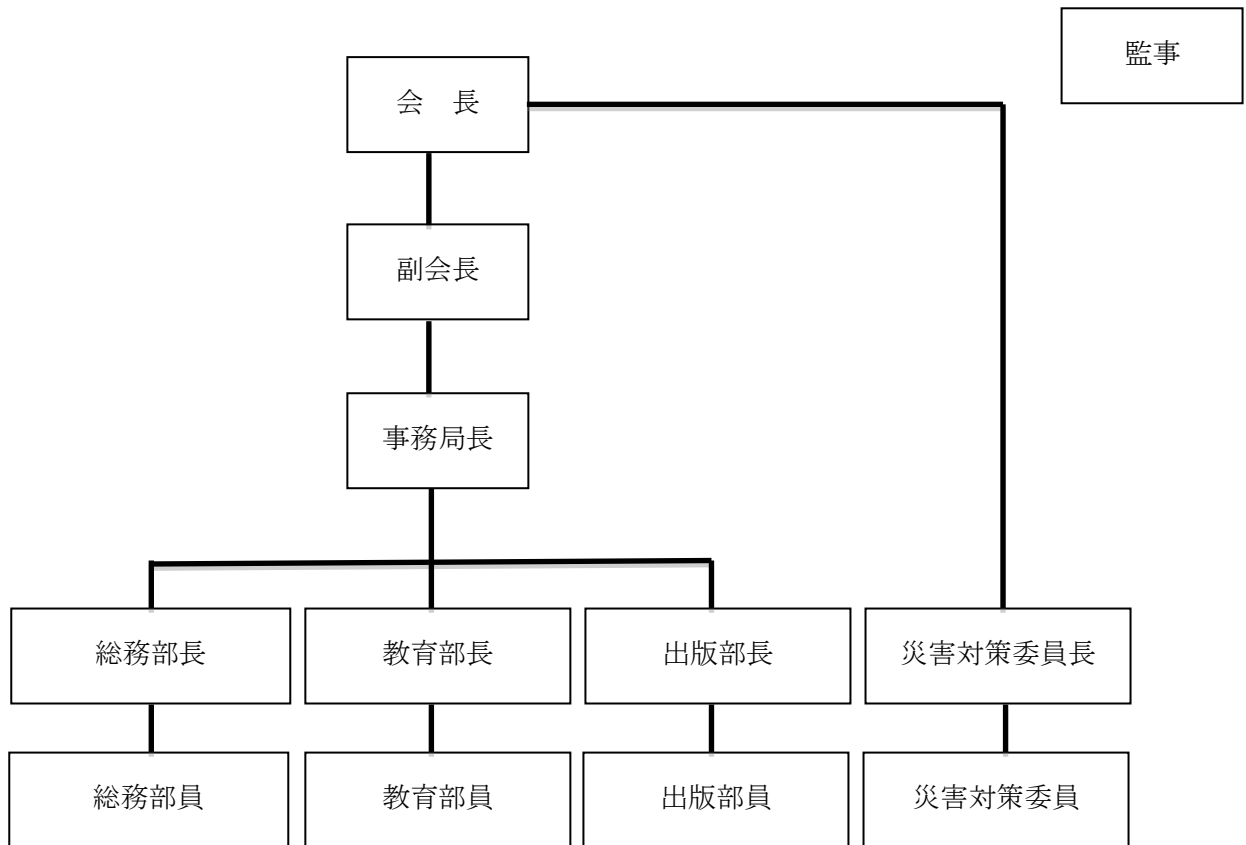
- ・ 災害発生後の指揮、管理
- ・ 災害の情報収集とアセスメント
- ・ 現地対策チームの立ち上げ

現地災害対策チーム

- ・ 被災地における災害対策活動
- ・ 被災地における災害支援活動
- ・ 災害対策ミーティング

県外での災害対策および支援への協力と参加
他機関との連携

<組織図>



2. マニュアルの整備

(1) 本ガイドラインを基に以下のマニュアルを整備する。

- ①協会マニュアル
- ②災害対策委員会マニュアル
- ③災害対策本部マニュアル
- ④現地災害対策チームマニュアル
- ⑤会員マニュアル